平成18年3月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 岩手県条例第24号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例(昭和28年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
この条例は、公布の日から施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。
	2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条の規定に基づく市町村の
	廃置分合若しくは市町村の境界変更又は同法第8条第3項の規定に基づ
	き町村を市とする処分(以下「廃置分合等」という。)により市の区域と
	なった区域(当該廃置分合等が行われた日の前日において町村の区域の
	全部又は一部であった区域に限る。)内において、当該廃置分合等が行わ
	れた日に法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は
	法第35条の規定による協議が成立して現に存する占用物件(以下「既存
	<u>占用物件」という。)に係る当該廃置分合等が行われた日の属する年度の</u>
	翌年度(当該廃置分合等が行われた日が年度の初日である場合にあって
	は、当該年度)以後の各年度の占用料の額は、当該既存占用物件ごとに第
	2条又は第3条の規定により算定した占用料の額が、当該各年度の前年
	度の占用料の額に1.1を乗じて得た額(以下「廃置分合等特例額」とい
	<u>う。) を超える場合には、これらの規定にかかわらず、当該廃置分合等料</u>
	<u>例額とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成9年岩手県条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
	(施行期日)
1 [略]	1 [略]
	(経過措置)
2 [略]	2 [略]
	3 前項の規定の適用がある場合においては、道路占用料徴収条例(昭和
	28年岩手県条例第7号)附則第2項の規定は、適用しない。
3 [略]	<u>4</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	